

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月13日
【四半期会計期間】	第10期第3四半期（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社ギックス
【英訳名】	GiXo Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 網野 知博
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビル2階
【電話番号】	(03)3452-1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 加部東 大悟
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビル2階
【電話番号】	(03)3452-1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 加部東 大悟
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期累計期間	第9期
会計期間	自 2021年7月1日 至 2022年3月31日	自 2020年7月1日 至 2021年6月30日
売上高 (千円)	736,389	722,275
経常利益 (千円)	43,591	50,782
四半期(当期)純利益 (千円)	28,157	51,435
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	242,660	95,000
発行済株式総数		
普通株式	5,493,400	4,000,000
A種優先株式 (株)	-	571,000
B種優先株式	-	261,200
C種優先株式	-	361,200
純資産額 (千円)	1,518,871	1,194,782
総資産額 (千円)	1,854,959	1,549,837
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	6.22	12.86
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	6.20	-
1株当たり配当額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	81.6	76.8

回次	第10期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2022年1月1日 至 2022年3月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	3.49

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、2022年3月30日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第10期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新規上場日から第10期第3四半期会計期間の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 当社は、第9期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第9期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 当社は、2021年11月15日開催の取締役会決議により、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、有価証券届出書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

また、第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にありつつも、厳しい行動制限等は徐々に緩和され、経済活動の再開による景気回復の兆しが見えつつあるものの、新たな変異株による感染拡大に対する懸念がまだ熾りつつあり、依然として厳しい状況にあります。今後の先行きについても、国内外の感染症の動向や経済活動・金融資本市場への影響を注視する必要がある等、不透明な状況が続いております。

一方で、新型コロナウイルス感染症によるリモートワークの推進や各企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進は、データ活用による業務効率化やAIアルゴリズム実装に対する需要を高めていると考えております。また、政府が人工知能（AI）など最先端技術を社会課題解決に生かす「Society5.0」の一環として、DX推進を目的としたデジタル庁の創設などもあり、ビッグデータの活用やAIアルゴリズム技術等の社会実装を目指す機運がますます高まっております。そうした流れの中で、当社のデータインフォームド事業が内包されるビッグデータアナリティクス（BDA）・テクノロジー市場、および、それを含むAI市場は拡大しつづけています。この中でも特に関連の深い、ビッグデータアナリティクス・アプリケーション構築の事業領域に関する市場は、IT専門調査会社IDC Japan株式会社によると、企業のDX促進要因としてデータ分析のためのBDAテクノロジー/サービス市場は拡大し、その結果、2019年～2024年のCAGR（Compound Average Growth Rate：年間平均成長率）は11.7%、2024年の市場規模は1兆8,765億7,400万円になると予測されており、同市場は高い成長ポテンシャルと大きな市場規模を有することが示されております。（出典：2020年6月10日IDC Japan国内BDAテクノロジー/サービス市場予測、2020年～2024年）

このような市場環境の下、当社は「あらゆる判断を、Data-Informed（データインフォームド）に。」をパーパスとして掲げ、業績拡大を目指しております。当社の掲げる「データインフォームド」は、データを用いて論理的に考え合理的に判断することで、人間による意思決定の精度を高め、事業運営における再現性を高めることを狙いとしております。当社は、このような「人間が判断の主体となる」ことを前提にしたデータ活用を推進する「データインフォームド市場（DI市場）」をターゲット市場と定義し、クライアント企業のニーズに合わせてDIコンサルティング・DIプラットフォーム・DIプロダクトの3つのサービス（総称：DIサービス）を柔軟に組み合わせて提供しております。昨今の不安定な社会情勢や経済環境においては、データインフォームドに対するニーズは日々高まっております。データインフォームドな判断をクライアント企業の各種業務に組み込むことで、業務における判断の精度が向上し、経営課題解決および競争力強化が実現されます。

当期も「データインフォームド」の思想に共感する多くのクライアント企業から価値提供の機会を頂戴しました。特に、従前より取引のある大手クライアント企業において、既取引部門・取組み中の領域におけるDIサービスの利用継続・拡大（縦展開）および、同社内の未取引部門・新規領域へのDIサービスの提供（横展開）が順調に進展致しました。それにより、各社におけるデータインフォームド思想の浸透が進み、多くの案件を受注するに至りました。また、並行して推進しております導入事例の他社への展開（新規顧客開拓）も相まって、前年を上回る売上成長を達成致しました。

売上成長の実現にあたっては、「データインフォームド」の思想をより効率的に浸透させるためのアセット開発及び先行的なプロダクト開発、経営課題解決を可能とする人材の育成、信用力向上と必要な資金を機動的に調達するための上場対応、の3つの領域への投資に注力しました。の研究開発領域においては、プロジェクトで培った当社独自のノウハウをマニュアル、ツール、プログラム等の形式でアセット化し、再利用可能な状態としました。また、当社が提供するDIプロダクトサービス「マイグル」の導入・運用を効率化するためのプログラム改修も推進し、クライアント企業のユーザビリティ向上を実現しました。の人材育成への投資では、従前より蓄積してきた知見やアセットを活用し、当社独自の分析手法を身に着けられる教育システムを構築・運用致しました。これにより、短期間での即戦力人材の育成が可能となっております。の上場対応においては、コーポレート・ガバナンス体制の強化などの管理体制強化に向けた投資を行い、2022年3月30日に東京証券取引所マザーズへの上場を果たしました。

戦略的な投資を積極的に行った結果、売上高が好調に推移したことに加え、事業運営における効率向上の実現も相まって、各段階利益も前年を上回る成長を達成しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の経営成績につきましては、売上高は736,389千円、営業利益は47,086千円、経常利益は43,591千円、四半期純利益は28,157千円となりました。

なお、当社はData-Informed事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末より305,122千円増加し、1,854,959千円となりました。これは主に、現金及び預金が226,544千円、売掛金及び契約資産が65,650千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末より18,967千円減少し、336,088千円となりました。これは主に、長期借入金金が37,503千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末より324,089千円増加し、1,518,871千円となりました。これは主に、資本金及び資本剰余金がそれぞれ147,660千円増加したこと等によるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

有価証券届出書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における当社の研究開発活動の金額は43,752千円(売上原価が17,413千円含まれております)であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,493,400	5,493,400	東京証券取引所 マザーズ(第3四半期 会計期間末現在) グロース市場(提出日 現在)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	5,493,400	5,493,400	-	-

(注) 当社株式は2022年3月30日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年3月30日 (注)	300,000	5,493,400	147,660	242,660	147,660	1,114,985

(注) 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,070円
引受価額 984.40円
資本組入額 492.20円
払込金総額 295,320千円

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,493,400	54,934	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	5,493,400	-	-
総株主の議決権	-	54,934	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、当四半期報告書は、第3四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前年同四半期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年7月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第3四半期会計期間 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,234,810	1,461,354
売掛金	207,682	-
売掛金及び契約資産	-	273,333
仕掛品	819	-
その他	8,337	16,206
流動資産合計	1,451,650	1,750,894
固定資産		
有形固定資産	57,678	59,065
投資その他の資産	40,508	44,999
固定資産合計	98,187	104,065
資産合計	1,549,837	1,854,959
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	50,004	50,004
未払法人税等	15,748	17,683
賞与引当金	4,000	-
その他	104,934	125,363
流動負債合計	174,687	193,050
固定負債		
長期借入金	145,825	108,322
資産除去債務	34,543	34,715
固定負債合計	180,368	143,037
負債合計	355,055	336,088
純資産の部		
株主資本		
資本金	95,000	242,660
資本剰余金	967,325	1,114,985
利益剰余金	128,158	156,927
株主資本合計	1,190,483	1,514,573
新株予約権	4,298	4,298
純資産合計	1,194,782	1,518,871
負債純資産合計	1,549,837	1,854,959

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2022年3月31日)
売上高	736,389
売上原価	400,291
売上総利益	336,097
販売費及び一般管理費	289,011
営業利益	47,086
営業外収益	
受取利息	11
雑収入	10
営業外収益合計	21
営業外費用	
支払利息	916
株式交付費	2,600
営業外費用合計	3,516
経常利益	43,591
税引前四半期純利益	43,591
法人税、住民税及び事業税	19,826
法人税等調整額	4,392
法人税等合計	15,434
四半期純利益	28,157

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったこととともない、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。この適用により、従来は、検収時に一括で収益を認識していた契約のうち、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転することとなる要件に該当する場合には、顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり、収益を認識する方法に変更しています。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は37,569千円増加し、売上原価は13,265千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ24,304千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は612千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

当社は、2020年5月27日付で、株式会社りそな銀行との間で「金銭消費貸借契約」を締結しております。

この契約には下記の財務制限条項が付されております。これに抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(1)純資産維持

各事業年度の決算期の末日における当社の純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

(2)利益維持

各事業年度の決算期の末日における当社の損益計算書において、2期連続して営業損益、経常損益、当期最終損益の全てをマイナスにしないこと。

当該契約に基づく借入金残高は158,326千円であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2022年3月31日)
減価償却費	6,389千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2022年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2022年3月30日をもって東京証券取引所マザーズに上場いたしました。上場に当たり、2022年3月29日を払込期日とする公募(ブックビルディング方式による募集)による新株式の発行300,000株により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ147,660千円増加しております。この結果、当第3四半期会計期間末において資本金が242,660千円、資本剰余金が1,114,985千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2022年3月31日)

当社は、Data-Informed事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、Data-Informed事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2022年3月31日)
一定期間にわたり移転される財又はサービス	736,389
顧客との契約から生じる収益	736,389
外部顧客への売上高	736,389

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2022年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	6.22円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	28,157
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	28,157
普通株式の期中平均株式数(株)	4,529,202
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	6.20円
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	11,553
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 当社は、2022年3月30日に東京証券取引所マザーズに上場したため、当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新規上場日から当第3四半期会計期間の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 当社は、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2022年3月30日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年2月22日及び2022年3月11日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連し、同社を割当先とする第三者割当による新株式発行を決議し、2022年4月26日に払込が完了いたしました。新株式発行の概要は以下のとおりであります。

第三者割当による新株式発行 (オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連する第三者割当)

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式 87,900株
(2) 割当価格	1株につき 984.4円
(3) 割当価格の総額	86,528千円
(4) 資本組入額	1株につき 492.2円
(5) 増加した資本金の額	43,264千円
(6) 増加した資本準備金の額	43,264千円
(7) 割当先	野村證券株式会社
(8) 払込期日	2022年4月26日
(9) 資金使途	研究開発資金、人材投資に充当する予定

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年5月13日

株式会社ギックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 井 則 彦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ギックスの2021年7月1日から2022年6月30日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年7月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ギックスの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表

の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。